令和 5年度予算見積調書(2月補正予算)

決定額

現計額

226, 995

5, 465, 250

課室名:国保医療課 担当名:国保企画担当

5, 692, 245

226, 995

5, 465, 250

番号 事業名 会計 項 Ħ 説明事業 高額医療費負担金繰出金 一般会 民生費 社会福 国民健康保険 国民健康保険事業特別会計繰出金 S34 祉費 指導費 根 拠 国民健康保険法 第72条の2第2項 介護・医療体制の充実 SDGsz~-N 3 昭和63年度~ 針路 03 期間 法 令 分野施策 | 0303 地域医療体制の充実 SDGsターゲット 3-8 1 事業の概要 5 事業説明 市町村保険者の運営基盤の安定化を図るため高額医療 (1) 事業内容 費負担対象額の四分の一に相当する額を国民健康保険特 高額医療費の発生による市町村国保財政への影響を緩和するため、県は各市町村のレセプト1件あたり80万円超 別会計に繰出し、市町村に対して助成する。 部分の医療費の59/100相当額の1/4相当額を特別会計へ繰入れる。 (2) 事業計画 事業金額:令和5年度の高額医療費負担対象額繰入金1/4相当額(当初 5,465,250千円) 高額医療費負担金繰出金 226,995千円 (補正後5,692,245千円) 対象医療費の増額に伴う増額補正 (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 令和元年度決算額 4.798.560千円 令和2年度決算額 4,994,751千円 令和3年度決算額 5,237,067千円 令和4年度決算額 5,481,568千円 (4) その他 平成14年から暫定措置として継続されてきたが、平成24年4月の国民健康保険法改正により、平成27年度から当該 制度が恒久化された。 2 事業主体及び負担区分 また、平成30年4月の国保法改正により、平成30年度からは特別会計へ繰り入れることとなった。 国1/4・(県1/4)・市町村1/2 (5)終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の2第2項において、一般会計から高額医療費負担対象額の4分の1を国民健康保険の特別会 計に繰り入れることが定められているため。 3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用·密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費 (細節)国民健康保険医療助成費 (積算内容)高額医療費共同事業負担金 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円 財 源 内 訳 補正後の 予算額 一般財源 予算額

事業内訳書

事業名	高額医療費負担金	金繰出金			
単位事業名	高額医療費負担金繰出金			予算額	226, 995千円
○歳入	•			-	· (単位:千円)
款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容		
一般財源	226, 995	_			
合計	226, 995	_			
 ○歳出					 (単位:千円)
節	補正予算額	対前年度増減額		主な内容	
繰出金	226, 995	_	国民健康保険特別会計への繰出	出金	
合計	226, 995	_			